

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24 - 関東197 - 1
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年 6 月19日
【会社名】 大崎電気工業株式会社
【英訳名】 Osaki Electric Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 取締役会長 渡 邊 佳 英
【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番 2 号
【電話番号】 東京03(3443)7171(代表)
【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 根 本 和 郎
【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番 2 号
【電話番号】 東京03(3443)7171(代表)
【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 根 本 和 郎
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
【今回の募集金額】 5,000百万円
【発行登録書の内容】

提出日	平成24年11月14日
効力発生日	平成24年11月22日
有効期限	平成26年11月21日
発行登録番号	24 - 関東197
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 10,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 10,000百万円
(10,000百万円)
(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	大崎電気工業株式会社第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金5,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金5,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.89%
利払日	毎年6月26日及び12月26日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成25年12月26日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月26日及び12月26日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記(注)8「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成28年6月24日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成28年6月24日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)8「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年6月19日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年6月26日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 担保提供制限</p> <p>当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の社債（当社が合併により承継した被合併会社の担保付社債を除く。）のために担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2 担保権設定の場合の公告</p> <p>当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)からBBB+ (トリプルB プラス) の信用格付を平成25年6月19日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-3276-3511

2 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されない。

4 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反したとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違反したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

当社の株主総会が解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

(2) 本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社は直ちにその旨を公告する。

5 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。

6 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

7 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

8 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

9 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社三菱東京UFJ銀行

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,000	1 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受けを行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	800	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	200	
計		5,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
5,000	29	4,971

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,971百万円は、全額を平成25年9月30日までに返済期日が到来する借入金の返済資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第98期(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日) 平成24年 6 月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第99期第 1 四半期(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日) 平成24年 8 月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第99期第 2 四半期(自 平成24年 7 月 1 日 至 平成24年 9 月30日) 平成24年11月14日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第99期第 3 四半期(自 平成24年10月 1 日 至 平成24年12月31日) 平成25年 2 月14日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年 6 月19日）までに、金融商品取引法第 24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成24年 7 月 4 日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年 6 月19日）までに、金融商品取引法第 24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を平成24年 7 月10日に関東財務局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 6 の臨時報告書の訂正報告書)を平成24年 7 月11日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「対処すべき課題」につきましては、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年6月19日）までの間において変更及び追加がありました。

下記「対処すべき課題」は、当該「対処すべき課題」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所は、__ 頁で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」につきましては、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年6月19日）までの間において変更及び追加がありました。

下記「事業等のリスク」は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所は、__ 頁で示しております。

なお、当該有価証券報告書等中には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の記載に含まれる事項を除き、当該事項は本発行登録追補書類提出日（平成25年6月19日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

「対処すべき課題」

計測制御機器事業につきましては、主力取引先である電力会社向け製品では電力各社の業績悪化、一般競争入札の導入などによりメーカー間の競合状態が激化し、製品販売価格の低下が続いていることに加え、景気減速の影響から住宅着工戸数が低調に推移していることもあり、厳しい経営環境が続いております。

主力製品の電力量計では、次世代電力量計であるスマートメーターの本格的導入が始まろうとしています。この流れは今後拡大し、数年後には本格的な普及期を迎えると予測しております。こうした状況の中、電力会社のニーズに適応し高機能・高品質で信頼性が高く、なお且つ競争力の高い製品開発に総力をあげて取り組んでまいります。スマートメーターに関しても、従来型の電力量計同様のトップシェア獲得に向け、需要の拡大に対応した生産体制の構築を行うと共に、販売価格に見合うコスト削減を推進してまいります。

F P D 関連装置事業につきましては、主要顧客が属するデジタル家電を中心とした市場において、生産拠点の中国・アジア地区へのシフトも相まって事業環境に変化が出てきている状況にあり、既存製品の競争力強化、新製品・新事業の展開、生産体制及び販売・サービス体制の強化をもとにした受注活動の推進が求められております。このような状況を踏まえ、製品の性能・機能などの付加価値を向上させる他、コスト低減を行い競争力を強化してまいります。また、ファインピッチ実装技術を進歩させ、MEMS（Micro Electro Mechanical Systems）等の高付加価値の特殊デバイス、リチウムイオン電池、有機EL照明等、今後伸長が期待される新規分野にも積極的な事業展開をしてまいります。

なお、F P D 関連装置事業につきましては、当事業を営む大崎エンジニアリング(株)が大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場しているため、独自に開示を行っております。

「事業等のリスク」

当社グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のものがあります。

(1) 需要環境の変動によるリスク

当社グループが製造している製品市場(計測制御機器市場、FPD製造装置市場)の予期せぬ変動(顧客である電力会社の業績動向や入札方式の変更による競争激化等)により製品の需要環境が変化する可能性があります。また、当社グループ製品を販売している国や地域の政治・経済状況の変動等により製品の需要環境が変化する可能性があります。製品需要環境の大きな変動による売上高の減少は当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原材料・部品の価格高騰及び入手難によるリスク

当社グループは製品の製造のため外部から原材料、部品、組立外注品等を購入しておりますが、これらは世界経済の状況や原料産出国の環境、為替レートの変動により価格の高騰や入手が困難となる事態がおこらないという保証はありません。原材料・部品の価格高騰及び入手難は当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 株価変動によるリスク

当社グループは投資有価証券約40億円を保有しておりますが、株価の大幅な下落がおきた場合に投資有価証券評価損が発生しないという保証はありません。大きな投資有価証券評価損は当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 不動産価格の変動によるリスク

当社グループは計測制御機器事業、FPD関連装置事業及び不動産事業を行っており土地・建物等の不動産を所有しておりますが、保有している不動産価格の下落は当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品の不具合によるリスク

当社グループは極めて高い品質管理水準のもと製造を行っておりますが、将来に渡りすべての製品やサービスにおいて、製品の不具合、サービス対応の不備によるリコールや顧客満足度の低下による販売数量の減少がおこらないという保証はありません。大規模なリコールや納入停止につながるような製品の不具合は当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定顧客への取引集中によるリスク

当社グループの顧客について、計測制御機器事業では主要製品である電力量計、電流制限器、計器用変成器、監視制御装置及びタイムスイッチの主たる納入先は国内の10電力会社となっております。電力各社及びその関連会社に対する売上高の合計は全売上高の過半を占めております。また、FPD関連装置事業でも特定の取引先に対する売上の依存割合が高くなっているため、取引先の業態や取引先との取引関係に変化があった場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7)企業買収等によるリスク

当社グループは、事業拡大や競争力強化を目的として、企業買収、事業統合および事業再編等を行うことがあります。直近においては、シンガポール企業であるOUIの株式を取得し、連結子会社といたしました。このような施策では、成長機会の確保、財務体質の改善、各種システムの統合等が期待していた期間中に実現されない（もしくは達成されない）可能性があります。また想定外の費用及び負担が発生するなど、予期せぬ問題が発生する可能性もあります。そのような状況に陥った場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8)為替レートの変動によるリスク

当社グループは、シンガポールに拠点を持つOUIを中心にグローバルビジネスを展開しております。為替レートの変動により売上高、原材料・部品の価格、販管費等の経費、在外子会社の資産等が変動する可能性があります。急激な為替レートの変動は当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9)その他のリスク

当社グループの生産設備は国内外に分散されておりますが、地震等の自然災害により工場の生産能力が低下した場合には、当社グループの事業推進に悪影響を及ぼす可能性があります。また、戦争、テロ、クーデター、感染症等の不可抗力、金融市場の変動、仕入先の供給体制の変化等により事業の推進及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

大崎電気工業株式会社本店

(東京都品川区東五反田二丁目10番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。